

第 4 部 画像診断

画像診断管理加算

画像診断管理加算 3 が画像診断管理加算 4 とされ、新たな画像診断管理加算 3（235 点・月 1 回 要届出）が新設されました。

- 5 区分番号 E102 及び E203 に掲げる画像診断については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において画像診断を専ら担当する常勤の医師が、画像診断を行い、その結果を文書により報告した場合は、画像診断管理加算 2、画像診断管理加算 3 又は画像診断管理加算 4 として、区分番号 E102 に掲げる画像診断及び区分番号 E203 に掲げる画像診断のそれぞれについて月 1 回に限り 175 点、235 点又は 340 点を所定点数に加算する。

170702310 画像診断管理加算 3（核医学診断） 235 点

170702410 画像診断管理加算 3（コンピューター断層診断） 235 点

施設基準 4110 画像診断管理加算 3

170702710 遠隔画像診断管理加算 3（核医学診断） 235 点

170702810 遠隔画像診断管理加算 3（コンピューター断層診断） 235 点

施設基準 238 遠隔画像診断

[対応内容]

1. 従前からの自動発生に新設の算定コードを含めました。

撮影

乳房撮影（一連につき）に乳房トモシンセシス加算（100 点）が新設されました。

注 6 乳房撮影（一連につき）について、乳房トモシンセシス撮影を行った場合は、乳房トモシンセシス加算として、100 点を所定点数に加算する。

170703170 乳房トモシンセシス加算 100 点

ポジトロン断層撮影

- (1) 「18F 標識フルシクロビンを用いた場合（一連の検査につき）」が新設されました。
(2) 「アミロイド PET イメージング剤を用いた場合（一連の検査につき）」が点数化されました。

4 18F 標識フルシクロビンを用いた場合（一連の検査につき） 2,500 点

5 アミロイド PET イメージング剤を用いた場合（一連の検査につき）

イ 放射性医薬品合成設備を用いた場合 12,500 点

ロ イ以外の場合 2,600 点

170703210 ポジトロン断層撮影（18F 標識） 2,500 点

170703310 ポジトロン断層撮影（18F 標識）画診共同 2,500 点

170703410 ポジトロン（アミロイド PET）放射性医薬品 12,500 点

170703510 ポジトロン（アミロイド PET）放射性医薬品・画診共同 12,500 点

170703610 ポジトロン（アミロイド PET）イ以外 2,600 点

170703710 ポジトロン（アミロイド PET）イ以外・画診共同 2,600 点

170703830 ポジトロン断層撮影（18F 標識）施基不適 2,000 点

- 170703930 ポジトロン断層撮影（18F 標識）施基不適・画診共同 2,000 点
170704030 ポジトロン（アミロイドPET）放射性医薬品・施基不適 10,000 点
170704130 ポジトロン（アミロイドPET）放射性医薬品・施基不適・画診共同 10,000 点
170704230 ポジトロン（アミロイドPET）イ以外・施基不適 2,080 点
170704330 ポジトロン（アミロイドPET）イ以外・施基不適・画診共同 2,080 点

施設基準 4111 ポジトロン断層撮影（アミロイドPETイメージング剤を用いた場合に限る。）

ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影（一連の検査につき）

- (1) 「18F 標識フロシクロビンを用いた場合（一連の検査につき）」が新設されました。
(2) 「アミロイドPETイメージング剤を用いた場合（一連の検査につき）」が点数化されました。

3 18F 標識フルシクロビンを用いた場合（一連の検査につき） 3,625 点

4 アミロイドPETイメージング剤を用いた場合（一連の検査につき）

イ 放射性医薬品合成設備を用いた場合 13,625 点

ロ イ以外の場合 3,725 点

170704410 ポジトロン・CT（18F 標識） 3,625 点

170704510 ポジトロン・CT（18F 標識）画診共同 3,625 点

170704610 ポジトロン・CT（アミロイドPET）放射性 13,625 点

170704710 ポジトロン・CT（アミロイドPET）放射性・画診共同 13,625 点

170704810 ポジトロン・CT（アミロイドPET）イ以外 3,725 点

170704910 ポジトロン・CT（アミロイドPET）イ以外・画診共同 3,725 点

170705030 ポジトロン・CT（18F 標識）施基不適 2,900 点

170705130 ポジトロン・CT（18F 標識）施基不適・画診共同 2,900 点

170705230 ポジトロン・CT（アミロイドPET）放射性・施基不適 10,900 点

170705330 ポジトロン・CT（アミロイドPET）放射性・施基不適・画診共同 10,900 点

170705430 ポジトロン・CT（アミロイドPET）イ以外・施基不適 2,980 点

170705530 ポジトロン・CT（アミロイドPET）イ以外・施基不適・画診共同 2,980 点

施設基準 4112 ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影（アミロイドPETイメージング剤を用いた場合に限る。）

ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影（一連の検査につき）

- (1) 「18F 標識フロシクロビンを用いた場合（一連の検査につき）」が新設されました。
(2) 「アミロイドPETイメージング剤を用いた場合（一連の検査につき）」が点数化されました。

2 18F 標識フルシクロビンを用いた場合（一連の検査につき） 4,160 点

3 アミロイドPETイメージング剤を用いた場合（一連の検査につき）

イ 放射性医薬品合成設備を用いた場合 14,160 点

ロ イ以外の場合 4,260 点

170705810 ポジトロン・MRI（18F 標識） 4,160 点

170705910 ポジトロン・MRI（18F 標識）画診共同 4,160 点

170706010 ポジトロン・MRI（アミロイドPET）放射性 14,160 点

170706110 ポジトロン・MRI（アミロイドPET）放射性・画診共同 14,160 点

170706210 ポジトロン・MRI（アミロイドPET）イ以外 4,260 点

170706310 ポジトロン・MRI（アミロイドPET）イ以外・画診共同 4,260 点

170706630 ポジトロン・MRI（18F 標識）施基不適 3,328 点

170706730 ポジトロン・MRI（¹⁸F 標識）施基不適・画診共同 3,328 点
170706830 ポジトロン・MRI（アミロイドPET）放射性・施基不適 11,328 点
170706930 ポジトロン・MRI（アミロイドPET）放射性・施基不適・画診共同 11,328 点
170707030 ポジトロン・MRI（アミロイドPET）イ以外・施基不適 3,408 点
170707130 ポジトロン・MRI（アミロイドPET）イ以外・施基不適・画診共同 3,408 点

施設基準 4113 ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影（アミロイドPETイメージング剤を用いた場合に限る。）